平成２８年（フ）第２４８号
静岡県袋井市豊沢1006番地の１レオパレスサンヒルズⅢ108号室
債務者　向　　徹也
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
長崎県佐世保市大和町531－２、住民票上の住所長崎県佐世保市黒髪町4524番地４
債務者　碇　　満美
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前10時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
長崎県佐世保市宮田町９番18号、住民票上の住所長崎県佐世保市宮田町９番19号
債務者　鎌田　健司
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前10時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目11番３号　メゾン安慶田302
債務者　髙橋千賀子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４３２号
横浜市南区六ツ川２丁目112番地39
債務者　三須慎一郎
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４５号
横浜市神奈川区松ケ丘39番地４　松ケ丘ハイツ203号
債務者　斉藤　泰之
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４号
東京都昭島市中神町1282番地都営中神第２アパート２棟305号
債務者　能登麻友子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６７７号
東京都国立市西１丁目６番地の21しなのハイツ201
債務者　宮城　浩一
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５５１号
東京都東久留米市八幡町２丁目４番18号グランドール203
債務者　伊比　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１３号
静岡市清水区天王東２番８号
債務者　柴田　政雄
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９４号
静岡市葵区北４丁目９番16号
債務者　堀井　一弥
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２７０号
東京都江東区東砂２丁目13―13―502
債務者　中山　将一
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２７１号
東京都江東区東砂２丁目13―13―502
債務者　中山　美希
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３３０号
東京都品川区旗の台２丁目10―２―507
債務者　高橋　　聡
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部